

浜松医療センター医事業務 受託候補者選定要領

1 目 的

この要領は、浜松医療センター医事業務受託候補者の選定に必要な事項について定める。

2 選定方法

提出された企画提案書により、評価を行う。受託候補者の選定は、別に組織する浜松医療センター医事業務企画提案書評価委員会において行い、選定された者を受託候補者として特定する。

3 審査基準

別紙「企画提案書評価票」により、各評価項目について点数化する。

4 選定

提案者ごとに各評価委員の評価点を次のとおりに「評価点＝配点×評価」で算出したものを合計し、提案者ごとの平均点を小数点以下第2位（第3位を四捨五入）まで算出したうえで、最も高得点の者を受託候補者候補として選定する。なお、同点の者が複数いた場合は、全評価委員の評価について、E 評価（E 評価が無い、または同数の場合はD 評価について）が最も少ない者を選定とする。

(1) 配点

配点は計 200 点とし、評価項目ごとに次のとおりとする。

- ・業務実施体制 50 点
- ・人材育成・患者サービス 40 点
- ・病院経営への貢献 60 点
- ・その他 50 点

(2) 評価

評価は、各評価項目を A・B・C・D・E の5段階で評価し、次のとおりとする。

- A：非常に優れている＝配点×100%
- B：優れている＝配点×80%
- C：普通＝配点×60%
- D：あまり優れていない＝配点×40%
- E：優れていない＝配点×20%